

交野ラグビースクール規約

【名称】

第1条 本スクールは交野ラグビースクールと称す。

【事務局】

第2条 本スクールの事務局は交野市内に置く。

【目的】

第3条 本スクールはラグビーフットボールを通じて、少年少女に明るく正しい運動の機会を与え、健全な心身の発達に寄与することを主たる目的とする。

【対象】

第4条 交野市及び近隣市町村の小学生ならびに幼稚園児を対象とする。

【活動】

第5条 本スクールの目的を遂行するために次の活動を行う。
1. ラグビーの基礎練習
2. 交流試合
3. その他本スクールの目的遂行のための必要な活動。

【期間】

第6条 毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日に修了する。

【会費】

第7条 入会申込と同時に年間費を徴収する。

【傷害補償】

第8条 活動に関しては、安全に充分配慮しこれを行うが、万が一不慮の事故が起きた場合は、日本ラグビー協会傷害見舞金と本スクール加入のスポーツ傷害保険の補償内とする。

【役員】

第9条 本スクールを運営するために、次の役員を指導員の互選により選出する。任期は1年とし再任は妨げない。

1. 代表 1名
2. 監督 1名
3. 主務 1名
4. 副務 2名
5. 安全対策担当 2名
6. メディカルサポーター 1名
7. 会計 1名
8. 会計監査 2名
9. 顧問 数名

【指導員会】

第10条 指導員会は、本スクール代表が随時召集し議長を務める。この会は指導員の過半数の出席を得て成立とする。

【規約の改変】

第11条 本規約の改変については、指導員の過半数の同意を得てこれを行う。

附則：この規約は平成18年4月1日より適用とする。